

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

神奈川県市町村職員退職手当組合  
組合長



神奈川県市町村職員退職手当組合退職手当支給条例第 18 条第 3 項の規定に基づき、一般の退職手当等の額の支払を差し止めます。

なお、この処分に不服がある場合には、この処分書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、神奈川県市町村職員退職手当組合長に対して審査請求をすることができます。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して 3 か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、神奈川県市町村職員退職手当組合長に対してこの処分の取消しを申し立てることができます。

また、この処分については、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、神奈川県市町村職員退職手当組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(退職をした者の氏名)		
(採用年月日)	年 月 日	(勤続期間)
(退職年月日)	年 月 日	
		年 月

様式第 35 号 (裏面)

(退職時の所属名)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 ( 職 級 号給)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。 1 この処分を受けた者が神奈川県市町村職員退職手当組合退職手当支給条例第 19 条第 2 項の規定による処分を受けることなくこの処分を受けた日から 1 年を経過した場合 2 この処分を行った者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合	

備考 1 勤続期間とは、神奈川県市町村職員退職手当組合退職手当支給条例第 9 条第 1 項に規定する勤続期間をいう。